

## 「機能強化加算」のお知らせ

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として、機能強化加算を算定し、以下の取り組みを行っています。

- ① 他の医療機関及び処方されている医薬品を把握、必要な服薬管理
- ② 必要に応じ、専門医師又は専門医療機関へ紹介
- ③ 健康診断の結果等の健康管理に関わる相談
- ④ 保険・福祉サービスに関わる相談
- ⑤ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供

※医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する地域の医療機関を検索することができます。